

重要事項説明書
(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

令和 6 年 4 月 1 日現在

1 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行う事業所

事業所名	千葉市あんしんケアセンター幕張	
所在地	千葉市花見川区幕張町 5-460-1	
事業所指定番号	1200200028	
管理者・連絡先	センター長 宮腰 彩乃	電話 : 043-212-7300 FAX : 043-212-7330
サービス提供地域	武石町、幕張町、幕張本郷	
運営法人		
法人名	社会医療法人社団 千葉県勤労者医療協会	
所在地	千葉市花見川区幕張町 5-392-4	
電話番号	043-272-1101	
代表者氏名	理事長 岡田 朝志	

2 事業所（あんしんケアセンター）の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1 人 *多職種を兼ねる
保健師又は看護師	1 人以上 (常勤 1 人以上・非常勤 1 人)
主任介護支援専門員	1 人以上 (常勤 1 人以上・非常勤 1 人)
社会福祉士	1 人以上 (常勤 1 人以上・非常勤 1 人)
介護支援専門員	1 人以上 (常勤 1 人・非常勤 1 人以上)
事務担当職員	1 人以上 (常勤 1 人・非常勤 1 人以上)

3 営業時間

月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 5 時まで。日曜日、祝日、年末年始は休日となります。

(※年末年始 : 12 月 29 日から 1 月 3 日)

4 事業の目的

事業の対象者に対し、状態の改善及び要介護状態になることをできる限り防ぎ、住み慣れた地域で、自立した生活が送れるように支援することを目的に、保健、医療、介護サービス及び地域の活動等を総合的かつ効果的に利用できるように、連携、調整等を行います。

5 当法人のサービスの方針

私たちは「無差別・平等」の社会を目指し、利用者の立場に立った親切で良い介護と福祉を、地域と連携して提供していきます。

6 提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、自立支援に資するように行い、利用者が住み慣れた地域で、自立した生活を継続できるように支援します。

利用者の興味・関心や生活上の困りごとを把握したうえで、利用者の「したい」「できるようになりたい」と思う具体的な生活を実現するための目標志向型の計画を作成します。

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントA

①介護予防支援・サービス計画書の作成

ア 事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成に関する業務を担当します。

イ 利用者の自宅に訪問して本人との面接により、生活上の困りごとや目標とする生活等について聞き取りを行います。

ウ 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供します。なお、利用者とその家族は、以下の2点について、事業者に対して求めることができます。

・複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること。

・ケアプランに位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めること。

また、住民等による地域の活動等についても併せて情報提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

エ 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握し たうえで、利用者及びご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握します。

オ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそのご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及びサービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。

カ 以下の事項を利用者やサービス事業者との間で共有するため、サービス担当者会議を行います。

・利用者の課題、生活機能向上の目的、支援の方針、支援計画等を協議すること。

・介護予防サービス計画におけるサービス提供事業所等の役割を共有すること。

なお、サービス担当者会議では、利用者やその家族の同意があれば、テレビ電話等での実施が可能です。

キ 介護予防サービス・支援計画書案に位置づけられたサービス等について、保険給付または地域支援事業の対象となるかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者または家族に説明をし、同意を得た後、利用者または家族に対し、介護予防サービス・支援計画書を交付します。

なお、利用者の利便性の向上や介護サービス事業者の業務負担軽減のため、介護予防サービス・支援計画書や重要事項説明書等、書面で行うものについて、電磁的記録（データ）を使用して利用者や家族に説明・同意を行う場合があります。

②介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与

ア 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行い、介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
イ 介護予防サービス・支援計画に位置づけた支援の期間が終了する時は、介護予防サービス・支援計画の達成状況について評価します。
ウ 利用者及びご家族と継続して連絡を行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行います。また、少なくとも月に1回、モニタリングを行い、結果を記録します。
3ヶ月に1回（※1の場合は6月ごとに1回）並びに利用者の状況に著しい変化があった時は、利用者の自宅に訪問し、利用者に面接を行います。
<p>※1 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を満たした場合、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した実施状況把握を行うことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の同意を得ること。 ② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 <ul style="list-style-type: none"> i 利用者の状態が安定していること。 ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。 （家族のサポートがある場合も含む） iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
エ 必要に応じて、要介護認定等必要な援助を行います。
オ 訪問介護事業者（ヘルパー）等から、利用者の口腔に関する問題や服薬状況、ケアマネージャー自身が把握した利用者の状態等のうち必要な情報を、利用者の同意を得たうえで、主治医等に提供します。
カ 主治の医師または歯科医師から意見を得て介護予防サービス・支援計画書を作成した場合は、その介護予防サービス・支援計画書を主治の医師または歯科医師に交付します。
③介護保険施設の情報提供等
利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設の情報提供、その他の援助を行います。

（2）ケアマネジメントC（初回のみの介護予防ケアマネジメント）

①ケアマネジメント結果案の作成

ア事業者は、担当職員にケアマネジメント結果案の作成に関する業務を担当させます。

イ利用者の自宅に訪問して本人との面接により、生活上の困りごとや目標とする生活等について聞き取りを行います。

ウ本人と共に生活の目標を設定し、セルフマネジメントでの「社会参加による介護予防」につなげるための、ケアマネジメント結果案を作成します。

②介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与

利用者及びご家族に対する継続した連絡は行いません。利用者の状態が変化した場合等により、利用

者からの相談があった場合に、あんしんケアセンターによるケアマネジメントに移行します。

7 業務の委託（ケアマネジメントCを除く）

- (1) あんしんケアセンターは利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する介護予防支援または介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。
- (2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

8 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料は下表のとおりですが、原則として利用者の負担はありません。ただし、介護予防支援については、介護保険料の滞納等により介護保険被保険者証に支払方法変更の記載がある場合には、利用料として下表の金額が自己負担となる場合があります。
- (2) 担当職員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

種類	内 容	単位数	金 額（月額）
介護予防支援 または ケアマネジメントA	ケアマネジメント費	442単位	4,884円
	初回加算	300単位	3,315円
	委託連携加算（※1）	300単位	3,315円
ケアマネジメントC	ケアマネジメント費	270単位	2,983円
	初回加算	300単位	3,315円

※1・・・あんしんケアセンターが居宅介護支援事業者にケアマネジメントを委託する際、居宅介護支援事業者と適切な情報連携等を行った場合に、利用者1人につき委託する初回に限り算定される加算を指します。

9 契約期間

- (1) この契約の期間は、利用者が、要支援認定者の場合には、令和 年 月 日から要支援認定有効期間満了日とします。ただし、要支援認定有効期間満了日の30日前までに利用者から契約終了の申し出がない時は、この契約は同一の条件で次の要支援認定の有効期間の満了日まで更新されるものとし、その後も同様とします。
- (2) 利用者が事業対象者の場合には、事業対象者として認定された日から起算して1年を経った月の末日までとします。ただし、契約期間満了日までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合、この契約はさらに同一の条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

10 契約の終了

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了するものとします。

- ①利用者が介護保険施設等へ入所したとき。
- ②利用者が要介護認定を受けた場合や要支援認定、事業対象者として認定されなくなったとき。
- ③下記（2）及び（3）の事由により、この契約が解除されたとき。
- ④利用者が事業所であるあんしんケアセンターの担当圏域外に転居したとき。
- ⑤利用者が死亡したとき。

(2) 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、契約終了を希望する30日前までに、口頭または書面にて事業者に通知するものとします。また、以下の各号に事業者が該当する場合には、直ちにこの契約を解約することができます。

- ①正当な理由なく介護保険法等の関係法令及び契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
- ②守秘義務に違反したとき。
- ③事業者の指定の取り消しまたは破産等により業務を継続する見通しが困難または不可能となったとき。

(3) 事業者は、利用者または家族が以下の事項に該当する場合には、30日以上の予告期間をもって、文書で通知することによりこの契約を解除することができます。

- ①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者または家族が心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、この契約の目的を達成することが不可能と判断したとき。
- ②利用者または家族が、故意または重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷付け、またはこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき。

1.1 秘密保持

(1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。

(2) 事業者は、担当職員その他の従業員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者またはその家族の情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(3) 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

1.2 損害賠償

事業者は、この契約の履行に当たり、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者等の責任を問えない場合はこの限りではありません。

1.3 苦情・相談受付

(1) 介護サービスや当センターにかかる苦情や相談について

千葉市あんしんケアセンター幕張 (宮腰 彩乃) 電話 043-212-7300

(2) 当センターへの苦情等について

千葉市保健福祉局健康福祉部地域包括ケア推進課 電話 043-245-5168

(3) 介護サービス等、制度上の苦情等について

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

電話 043-254-7428

1.4 その他

利用者が病院などに入院する場合は、入院時に、事業者の担当者（介護支援専門員）の氏名や連絡先を入院先に伝えてください。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、本書面により重要事項を説明しました。

事業者 社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 千葉市あんしんケアセンター幕張

居宅介護支援事業所

説明者

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用にあたり、上記のとおり説明を受け、同意しました。

利用者氏名

代理人または立会人